

各県立学校長 様
各市町等教育委員会教育長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の任用の継続にかかる健康診断の取扱いについて（通知）

本県の教職員が、引き続き（前回の任期の終了日から三月を超えないで）本県の教職員として任用される際、これまでは健康診断書（所定の様式）を以て任用前の健康確認を行ってきました。

令和7年度以降、下記の要件を満たす場合については、前年度または当該年度の定期健康診断の結果及び指導区分決定通知書（以下、「定期健診結果」という。）の写しを以て、健康診断書（所定の様式）に代えることができるものとして健康確認の取扱いを見直します。

なお、市町等教育委員会教育長におかれましては、貴管内小中学校長及び義務教育学校長への周知について、ご協力の程よろしく申し上げます。

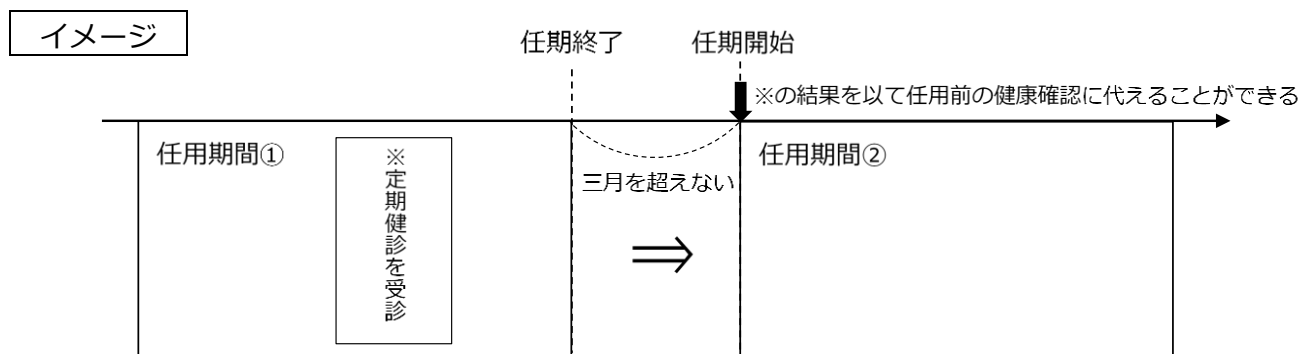
記

1 対象者

令和7年度以降、三重県の県立学校及び公立小中学校・義務教育学校に採用または任用される
県費負担の教職員 ※正規教職員以外の教職員を含む

2 要件

- 校種や任用形態に関わらず、新たな任用の前年度または当該年度に、三重県の県費負担の教職員として勤務し、前回の任期の終了日から三月を超える間隔がない。
- 新たな任用の前年度または当該年度に、三重県教育委員会または市町等教育委員会が実施する定期健康診断を受診している。



校種	任用形態
・ 県立 ⇒ 県立	・ 全ての任用形態 ⇒ 全ての任用形態
・ 県立 ⇒ 小中	(例) 臨時的任用 ⇒ 臨時的任用 臨時的任用 ⇒ 任期付
・ 小中 ⇒ 県立	会計年度 ⇒ 臨時的任用 再任用 ⇒ 会計年度
・ 小中 ⇒ 小中	臨時的任用 ⇒ 新規採用 正規 ⇒ 再任用

3 備考

(1) 「指導区分決定通知書」の写しの提出について

○ 県立学校の場合

定期健診結果が「異常なし」「要経過観察」等により指導区分がつかない場合は、必要ありません。

○ 公立小中学校及び義務教育学校の場合

- ・ 定期健診結果に指導区分が含まれている場合は、必要ありません。
- ・ 定期健診結果が「異常なし」「要経過観察」等により指導区分がつかない場合は、必要ありません。

(2) 人間ドックの結果を定期健診結果の代わりとすることについて

○ 県立学校の場合

胸部エックス線検査（CT検査を含む）、心電図検査、胃検査（バリウム検査・胃カメラ検査）の3項目が代用できますが、4月から8月末までに受診したものに限られます。

○ 公立小中学校及び義務教育学校の場合

新たに任用または採用される職員の服務監督権者（市町等教育委員会）の判断によります。

(3) 令和7年度の定年前再任用職員、暫定再任用職員及び新規採用を予定している方について

募集要項等に従い提出書類を準備いただいているところですが、令和6年度の定期健診の結果の写しを健康診断書の代わりとすることを認めます。

【事務担当】

三重県教育委員会事務局 教職員課

- ・ 県立学校人事班 奥山、岡 TEL:059-224-2956
- ・ 小中学校人事班 武藤、柳 TEL:059-224-2958